民主党障がい者政策 PT 座 長 谷 博之 様

(財) 全日本ろうあ連盟

東北地方太平洋沖地震に対する立法措置についての要望

- 1. 避難所に聴覚障害者がいる場合は、避難所所在地自治体のコミュニケーション支援事業及び相談支援事業の対象者とすること。
- 2. 避難所に聴覚障害者がいる場合は、該当者に他の避難者と同等の情報を提供すよう諸配慮を行うこと。
- ・避難所に聴覚に障害のある人がいるかどうかは、本人からの申し出を待つのではなく、避難者受付のときに聴覚に障害があるかどうか確認することが必要である。
- ・聴覚障害者の存在を確認したときは、避難所所在都道府県の聴覚障害者団体、 聴覚障害者情報提供施設に連絡をすること。
- ・居住市町村とは違う地域(市町村外、または都道府県外)の避難所にいる場合は、その避難所がある地域のコミュニケーション支援事業の対象者とすること。 また相談支援事業の対象者とすること。
- ・避難所にて音声により周知することがある場合は、必ず、文字情報にて掲示、 伝達すること。
- ・情報と連絡だけでなく、避難所にいる人たちとの会話ができないため,心理的に孤立しストレスが大きい。手話の出来る人や筆談で会話できる人を派遣したり、配置したりするなどの心のケア対策についても十分に配慮すること。
- 3. 避難所に聴覚障害者がおり、テレビ視聴が可能な場合は、テレビ 及び聴覚障害者用情報受信装置を設置し、CS 障害者放送統一機構の 聴覚障害者向け放送が視聴出来るようにすること。
- ・避難所にテレビ視聴が可能な場合は、地上デジタル放送受像テレビ及び聴覚障害者用情報受信装置(アイ・ドラゴン3)を設置し、CS障害者放送統一機構の聴覚障害者向け放送「目で聴くテレビ」が視聴できるようにすること
- ・避難所には高齢者も多く、高齢者の中には、身体障害者手帳を持っていなくて も、中度・軽度の聴覚障害を持ち、テレビの音声が聞き取れない人がいると思 われる。身体障害者手帳を持つ聴覚障害者にこだわらず、高齢者が多く避難所 にいることから、手話と字幕が必ず付く「目で聴くテレビ」が受信できるよう

にすること。

- ・聴覚障害者家庭に設置しているアイ・ドラゴン I・Ⅱを持っていて、3 に交換まだの世帯に対し、早急に、連絡をとって申請してもらい、3 に交換の作業を進めること。
- 4. 全国の自治体に対し、被災地自治体から手話通訳者、要約筆記者の支援の要望があった時は、公的派遣として派遣するよう通知すること。
 - ・今後の復旧、復興への情報、連絡、手続き等において、聴覚障害者が不利にならないよう、文字情報で掲示、連絡等の周知を徹底するとともに、手続きの際に手話通訳者、要約筆記者の配置が必要と,東日本大震災聴覚障害者救援本部または、被災地の都道府県聴覚障害者救援本部からの要請に応じて、公的配置を進める事。
- ・そのために、被災地自治体、または東日本大震災聴覚障害者救援本部から、手 話通訳者、要約筆記者、聴覚障害者相談支援従事者の支援派遣要望があったと きは、公的派遣として、派遣に要する旅費宿泊費等も含めて、国または派遣自 治体の負担にて派遣すること。
 - 5. 災害時の聴覚障害者への情報提供等の支援の拠点ともなる、聴 覚障害者情報提供施設の設置を早急に進めることを、未設置の都道 府県に強く指導すること。
- ・聴覚障害者情報提供施設は、災害が起こった場合の、聴覚障害者の避難所であり救援本部として機能する役割を持つ大切な施設である。各自治体の災害対策において、聴覚障害者情報提供施設を取り込んだ対策を講じること。
- 6. 放送における情報・コミュニケーション保障のための放送局に対 する指導及び必要な助成措置を行うこと。
- ・災害に係わるテレビ放送 (ニュース、解説放送、ローカルニュース) には、手 話及び字幕を付けること。
- ・CS障害者放送統一機構が行う「目で聴くテレビ」は、災害時の補完放送として重要な役割を果たしており、「目で聴くテレビ」に対する公的助成措置を行うこと。
- ・手話ニュース放送の回数・時間を増やして十分に情報が把握できるようにする こと。
- ・官邸記者会見等、政府関係の放送をインターネットで配信するとは、必ず字幕、 手話通訳を付けること。

・官邸記者会見の手話通訳は、話し手から離れていて、映像はワイプ方式で映されているになっているが、ニュースなど、ライブ(生)放送以外の放送にはワイプは外され、話し手のみの映像が映されることがほとんどであるので、ライブ(生)放送以外のニュース番組などどんな場合でも手話通訳付きで見られるようにするため、話し手のそばに立って手話通訳する方法に変えること。

以上